

## ●反則による減点ならびに注意

反則には注意1が与えられ、以下の分類にて3種類に分けられる。

- Ⓐ 危険行為による反則は、注意2で減点1とする。  
(ただし、危険行為で減点1を取られた後の、危険行為は減点2となり失格となる)
- Ⓑ 捣み等に関わる反則(違反行為)は、注意3で減点1とする。
- Ⓒ その他の違反行為の反則は、注意数の規定に従い注意2で減点1とする。  
但し、注意数の規定のある違反行為はそれぞれの注意数で減点となる。

※危険行為：反則行為により、相手にダメージを与える危険性のあるもの。

違反行為：危険行為以外の反則行為。

※Ⓐに含まれる反則は、それぞれ違う反則でも注意を合算して減点する。

(例えば、顔面殴打注意1と金的攻撃注意1で減点1となる)

(ただし、危険行為で減点1を取られた場合の後の、危険行為は減点2となり失格となる。)

Ⓑに含まれる反則も、それぞれ違う反則でも注意を合算して減点する。

(例えば、掌底押し注意1、掴み注意1、投げ注意1で減点となる)

Ⓒは、それぞれの反則は、それぞれで注意を計算する。

(例えば、場外注意1、技の掛け逃げ注意1では減点にならない)

※減点に関しては、違う注意の減点が重なっても減点2で失格となる。

(例えば顔面殴打注意1、金的攻撃注意1で減点1。掴み注意3で減点1。以上減点2で失格となる)

※反則の種類や度合い、悪質であると判断された場合には、即刻減点、もしくは失格となる場合もある。

違反行為も審判が悪質であると判断した場合は、危険行為として反則に合算する場合もある。

※体重オーバーについて…体重別の階級で受付計量時に出場階級より500グラム以内でオーバーの場合は減点1で試合を行い、500グラムより超えた場合は失格となり出場出来ません。試合開始30分前まで再計量可。

以下の事項を反則とする。

### Ⓐ 危険行為に関わる反則

- ①蹴り以外(一般Aクラス以外の上段への膝蹴りは反則)の顔面及び喉への殴打。  
(手、肘、腕、による首から上への攻撃。首への攻撃は反則となる。有効技以外による殴打)  
故意であるなしに関わらず厳しく注意をとる。
- ②頭突きによる攻撃。
- ③男子選手の金的への攻撃。及び、女子選手の下腹部への攻撃。  
但し、男子の出場選手には金的ファールカップ、女子の出場選手にはアンダーガードの着用を義務付ける。  
女子選手の下腹部とは、帯から下(ヘソから下)から足の付け根の辺りまでの鼠蹊部(そけいぶ)の事をいう。  
カップやアンダーガード着用の上で金的や下腹部への攻撃を受けた場合、反則した選手に注意が与えられダメージのある選手には、1分間の休憩時間を与える措置をとる。  
カップやアンダーガードの着用義務を怠り、金的や下腹部への攻撃を受けた場合は、反則した選手に注意が与えられるが、ダメージが大きくて試合を続行出来ない時は、自己の不注意による試合続行不可能として相手選手の勝ち扱いとなる場合もある。
- ④一般Aクラス以外での上段への膝蹴り。
- ⑤倒れた相手へ直接打撃を加えたとき。
- ⑥関節部分に関節技、あるいは首への締め技をかけること。
- ⑦背後からの攻撃 相手選手が完全に無防備に後を向いてしまった場合には、攻撃してはいけないが後ろを向いてしまった選手には戦意放棄と見なし「場外」と同じ扱いの注意が与えられる。
- ⑧試合終了、あるいは主審の止めのコール後や相手が場外に出たのに攻撃すること。  
※但し、プロテクターが外れたり、あるいは場外になるときに、気を抜いて相手の攻撃によりダメージを受けた場合は、審判の判断により、技有り、又は一本になる場合もあるので絶対に気を抜かないこと。試合中に気を抜いた選手には、戦意放棄と見なした警告が与えられる。

### Ⓑ 捣み等に関わる反則

※幼年から中学生までは掴み・引っ掛けはすべて反則となる。

#### ①両手による掴み。

片手による掴みは、攻撃のための瞬間的なものを認めるが、それ以外は反則とする。

両手による掴みは首相撲も含め反則。

掴みについては、片手で技を出す為の手段としてのみ行うものを認める。一秒を超える掴みは、反則とする。  
一瞬の掴みにおいて掴む部位は、帯より上の上半身部分において認める。但し、道衣の背中部分に対する掴みは反則とする。

引っ掛けに関しては、全て開手のみで行う事とする。一瞬の引っ掛けに関しては、手刀、背刀、背手、掌手の部分(手首の折れ曲る部分から先の部分)で一瞬のみ認める。手の平部分での頭部に対しての打ち込み、押さえ込み、引っ張り込みについては反則とする。但し、一瞬の技を出す為の引っ掛けは有効である。

手首(折れ曲がる部分)から肘の間で瞬時でも引っ掛ける場合は抱え込みとなり反則となる。